

**健診** ご自身の健康のため  
健診を受けましょう

広域連合では、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者を対象に、生活習慣病の予防および早期発見・早期治療を目的として、健康診査を実施いたします。7月下旬に、被保険者全員に対して受診券とお知らせを送付いたします。

**受診対象者**  
被保険者。ただし健康診査の目的から、生活習慣病(糖尿病、高血圧症、高脂血症、心臓病、脳卒中など)の治療を受けている人などは対象となりません。

**受診期間**  
7月下旬～平成21年3月31日

**受診券の送付時期**  
・平成20年4月1日～7月末に被保険者となる人  
7月下旬  
・平成20年8月以降に被保険者となる人

被保険者となる月(75歳の誕生日など)の上旬

**受診時の自己負担金**  
1人500円  
健診は年1回です。

**受診の方法**  
健康診査を実施している医療機関で、個別に予約のうえ受診してください。実施医療機関の一覧は受診券と一緒に送付します。



**Aさん夫妻の例**



**夫** 75歳 後期高齢者医療制度  
課税所得 220万円、年収 390万円  
**妻** 74歳 国民健康保険  
課税所得 0円、年収 120万円

夫と妻の合計収入が  
520万円未満なので

Aさん夫妻の自己負担割合		
	7月末まで	8月1日から
夫	1割	3割
妻	1割	1割

被保険者である夫のみの課税所得が145万円以上かつ収入が383万円以上なので

**自己負担割合が変更する人**  
今回の制度改正により、窓口での自己負担割合がこれまでと変更になる人には、7月中旬に新しい被保険者証をお届けします。8月1日以降に受診される場合は、新しい被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。左のAさん夫妻の夫のように

一部の人については新たに「現役並み所得者」とされ、1割負担から3割負担になる場合があります。ただし、月々の医療費の「自己負担限度額」については経過措置がなされ、平成22年7月までは「一般(月額4万4千4百円)に据え置かれます。通常、現役並み所得者の場合、

**減額認定証の有効期限**  
限度額適用・標準負担額減額認定証は、毎年7月末までの有効期限となっています。現在減額認定証をお持ちのかたは、住民課の窓口で申請の手続きをお願いします。

自己負担限度額は、月額8万円＋一定の限度額を超えた医療費の1%です。  
自己負担限度額の経過措置の対象者は、課税所得145万円以上かつ年収383万円以上の被保険者であって、同一世帯に属する70歳～74歳のかたも含めた合計年収が520万円未満の人(例Aさん夫妻の夫)です。

制度や保険料にかかるとお問い合わせ窓口(コールセンター)を10月末まで福岡県後期高齢者医療広域連合に設置しています。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。受付時間は平日の8時30分～17時30分まで。  
**問 後期高齢者医療広域連合**  
092(651)3111  
**問 福岡智町役場住民課保険係**  
(22)7761

**被保険者証入れの送付**  
被保険者証入れを、左記の「健康診査のお知らせ」に同封してお送りします。ご利用ください。  
**電話でのお問い合わせ**  
制度や保険料にかかるとお問い合わせ窓口(コールセンター)を10月末まで福岡県後期高齢者医療広域連合に設置しています。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。受付時間は平日の8時30分～17時30分まで。

**保険料額が決まります**

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の平成20年度の保険料額が、平成19年中の所得確定に伴い、決定します。被保険者のみなさんには、7月中旬に平成20年度分の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお届けします。

保険料は、平成19年中の所得金額と世帯の状況をもとに本算定を行い、決定しています。この「世帯」とは、平成20年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準としています。保険料は、県内同一の基準で算定されます。



**後期高齢者**  
**長寿医療制度の平成20年度**  
**保険料額が決定します**

75歳以上の人と一定の障害がある65歳以上の人を対象とした、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)。7月中旬、被保険者一人ひとりに本年度の保険料額決定通知書を送付します。

**保険料の納めかた**  
保険料は、被保険者のみなさんに金融機関の窓口でお支払いいただく手間をおかけしないよう、原則、年金からお支払いいただく仕組み(特別徴収)となります。

保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は2年ごとに見直されます。保険料は、被保険者全員が負担する。被保険者均等割額と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。所得の少ない世帯に属する被保険者は、被保険者均等割額が軽減されます。

**自己負担割合の判定**

平成19年中の所得確定に伴い、医療機関などを受診する際の窓口での自己負担割合(1割または3割)の判定を8月に行います。

	平成20年7月末まで	平成20年8月1日から
範囲	同一世帯に属する被保険者および70歳～74歳の国保または被用者保険の加入者にかかる所得および収入。老人保健の基準と同じ	同一世帯に属する被保険者75歳以上および一定の障害がある65歳以上のみの所得および収入。
所得と収入	課税所得が145万円以上かつ、合計収入が複数世帯では520万円以上、単身世帯では383万円以上	

合計収入の場合は、別途申請が必要です。

現役並み所得者(3割)の判定基準は、次の表のとおりです。

